

議案第79号

東京都板橋区営住宅及び東京都板橋区改良住宅の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区営住宅及び東京都板橋区改良住宅の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び所在地

(1) 東京都板橋区営住宅

名 称	所 在 地
東京都板橋区営常盤台四丁目第2アパート	東京都板橋区常盤台四丁目16番3号
東京都板橋区営徳丸一丁目アパート	東京都板橋区徳丸一丁目2番1号
東京都板橋区営赤塚三丁目アパート	東京都板橋区赤塚三丁目27番11号 同 所28番5号
東京都板橋区営徳丸二丁目第2アパート	東京都板橋区徳丸二丁目16番1号
東京都板橋区営舟渡二丁目第3アパート	東京都板橋区舟渡二丁目33番7号 同 所同 番2号
東京都板橋区営南常盤台二丁目アパート	東京都板橋区南常盤台二丁目10番1号
東京都板橋区営高島平七丁目アパート	東京都板橋区高島平七丁目41番1号
東京都板橋区営舟渡一丁目第2アパート	東京都板橋区舟渡一丁目7番21号
東京都板橋区営西台三丁目アパート	東京都板橋区西台三丁目13番2号 同 所20番1号

東京都板橋区営前野町三丁目第2アパート	東京都板橋区前野町三丁目53番1号
東京都板橋区営小茂根一丁目住宅	東京都板橋区小茂根一丁目17番20号
東京都板橋区営志村坂下住宅	東京都板橋区坂下一丁目37番1号

(2) 東京都板橋区改良住宅

名 称	所 在 地
やよい住宅	東京都板橋区弥生町16番4号
かみちょう住宅	東京都板橋区大谷口上町58番5号
かみちょう住宅二号館	東京都板橋区大谷口上町61番5号
かみちょう住宅三号館	東京都板橋区大谷口上町61番7号

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社東急コミュニティー

東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

区営住宅及び改良住宅の指定管理者を指定する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき提出するものである。